



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## Press Release

報道関係者 各位

令和6年11月18日

【照会先】

宮城労働局労働基準部監督課  
課長 洞口 宗彦  
監察監督官 金子 貴範  
(電話) 022(299)8838

### 外国人技能実習生の実習実施者に対する令和5年の 監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは87.4%～

宮城労働局（局長：おやけ えいさく小宅 栄作）は、このたび、県内の労働基準監督署が、令和5年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」という。）の実習実施者（実習先事業場）に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

#### 【概要】

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した135事業場（実習実施者）のうち118事業場（87.4%）。
- 主な違反事項は、多い順に①使用する機械等の安全基準42件（31.1%）、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取38件（28.1%）、割増賃金の支払38件（28.1%）、③労働時間26件（19.3%）であった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

宮城労働局及び県内の労働基準監督署は、実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

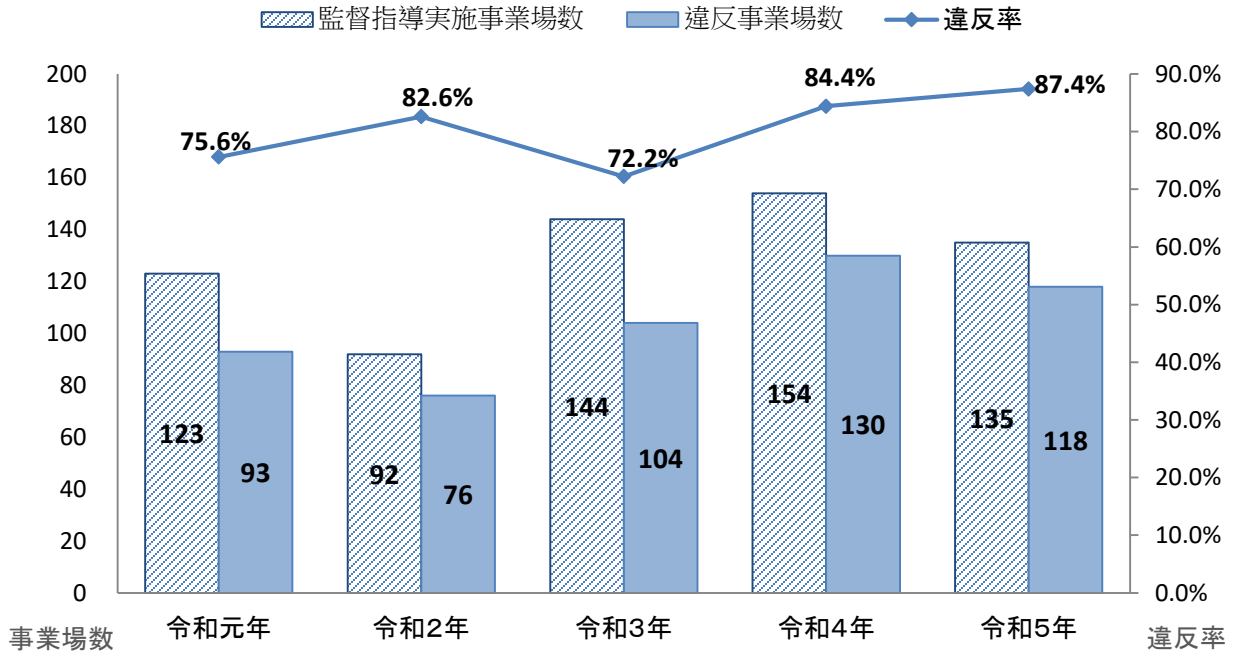
なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検するなど厳正に対応していきます。

# 技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和5年）

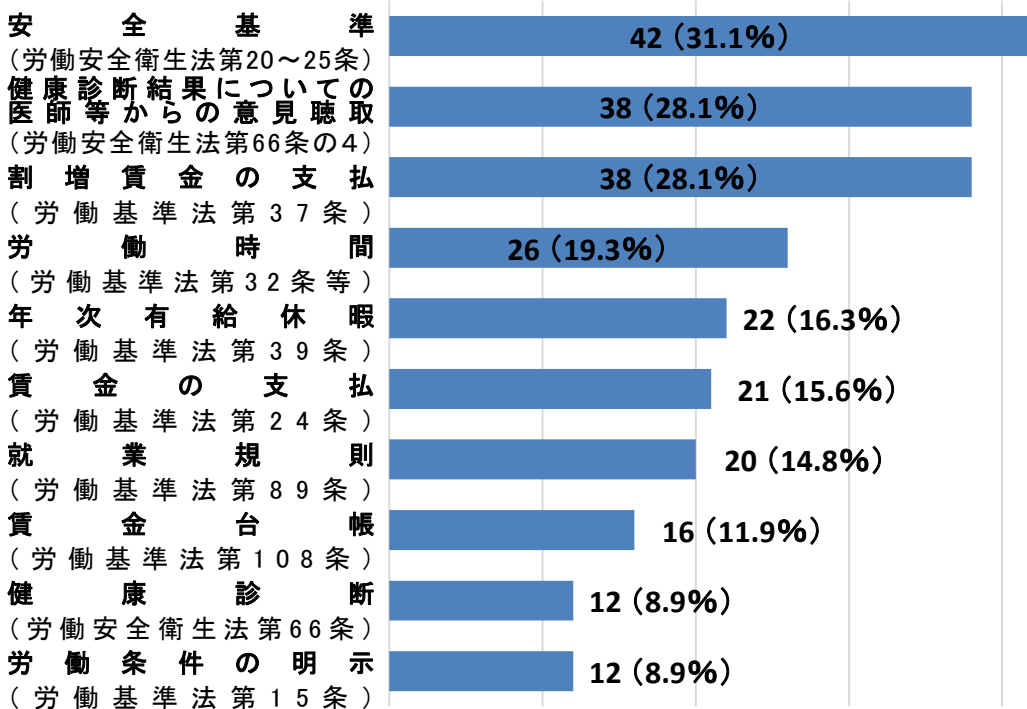
## 1 監督指導の状況

- (1) 宮城県内の労働基準監督機関（宮城労働局及び各労働基準監督署をいう。）において、実習実施者に対して135件の監督指導を実施し、その87.4%に当たる118件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、多い順に①使用する機械等の安全基準（31.1%）、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取（28.1%）、割増賃金の支払（28.1%）、③労働時間（19.3%）であった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	11	10 (90.9%)	衛生基準 4(36.4%)	健康診断/ 労働時間 等 2(18.2%)	賃金の支払い 等 1(9.1%)
食料品製造	47	39 (83.0%)	安全基準 26(55.3%)	労働時間 13(27.7%)	就業規則 11(23.4%)
繊維・衣服	2	2 (100%)	医者等からの 意見聴取 2(100%)	年次有給休暇 2(100%)	賃金台帳 2(100%)
建設	29	27 (93.1%)	割増賃金の 支払 11(37.9%)	医師等からの 意見聴取 10(34.5%)	賃金の支払い 7(24.1%)
<参考> 全業種	135	118 (87.4%)	安全基準 42(31.1%)	医師等からの 意見聴取/ 割増賃金の支払 38(28.1%)	労働時間 26(19.3%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

- 機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
- 食料品製造・・・食料品製造業
- 繊維・衣服・・・衣服その他の繊維製品製造業
- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

## 事例 1

### 労働災害を契機に、掃除等の場合の機械の運転停止について指導

#### 概要

- 食料品製造業を営む事業場において、機械を稼働させながら清掃していたところ、ゴミを拾おうとした際に稼働中の機械に手を置いてしまい、技能実習生の手指が機械に巻き込まれる労働災害が発生したため立入調査を実施した。

#### 指導内容

- 機械の掃除等を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときに、機械の運転を停止しなかったことについて是正勧告した。

#### 指導事項

- ・労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）違反  
労働安全衛生規則第107条（掃除等の場合の運転停止等）

#### 指導後の会社の対応

- 労働者の身体が機械に接触することがないようにカバー等を設置した。
- 職場のあんぜんサイト等を利用し、母国語による①安全衛生資料の導入、②リスクアセスメントを実施した。

## 事例 2

### 外国人技能実習機構からの通報を契機に、違法な時間外労働について指導

#### 概要

- 建設業を営む事業場について、外国人技能実習機構から労働基準関係法令違反の通報があったので立入調査を実施したところ、技能実習生に、36協定で定める延長時間を超える違法な時間外労働を行わせていたことが認められた。

#### 指導内容

- 36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていたことについて是正勧告した。
- 過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働削減について指導した。

#### 指導事項

- ・労働基準法第32条（労働時間）違反  
・長時間労働の削減

#### 指導後の会社の対応

- 天候等による工期逼迫が法違反となる原因であったため、適正な人員配置を行うことにより時間外労働の削減を行った。

## 2 労働基準監督機関と外国人技能実習機構等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、外国人技能実習機構等との間で、相互に通報し、合同監督・調査を実施している（※1）。

※1 令和3年までは、出入国管理機関との間でも技能実習生に係る相互通報を行っていたが、制度改正により令和4年以降、技能実習生に係る相互通報は、外国人技能実習機構との間でのみ行っている。

- (2) 労働基準監督機関から外国人技能実習機構へ通報（※2）した件数は9件、労働基準監督機関が外国人技能実習機構から通報（※3）を受けた件数は46件である。

なお、労働基準監督機関が外国人技能実習機構等から通報を受けた実習実施者については監督指導等を実施しているが、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、実習実施者に対し、外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしている。

※2 労働基準監督機関から外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※3 外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案

外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

